

海上自衛隊函館基地隊本部

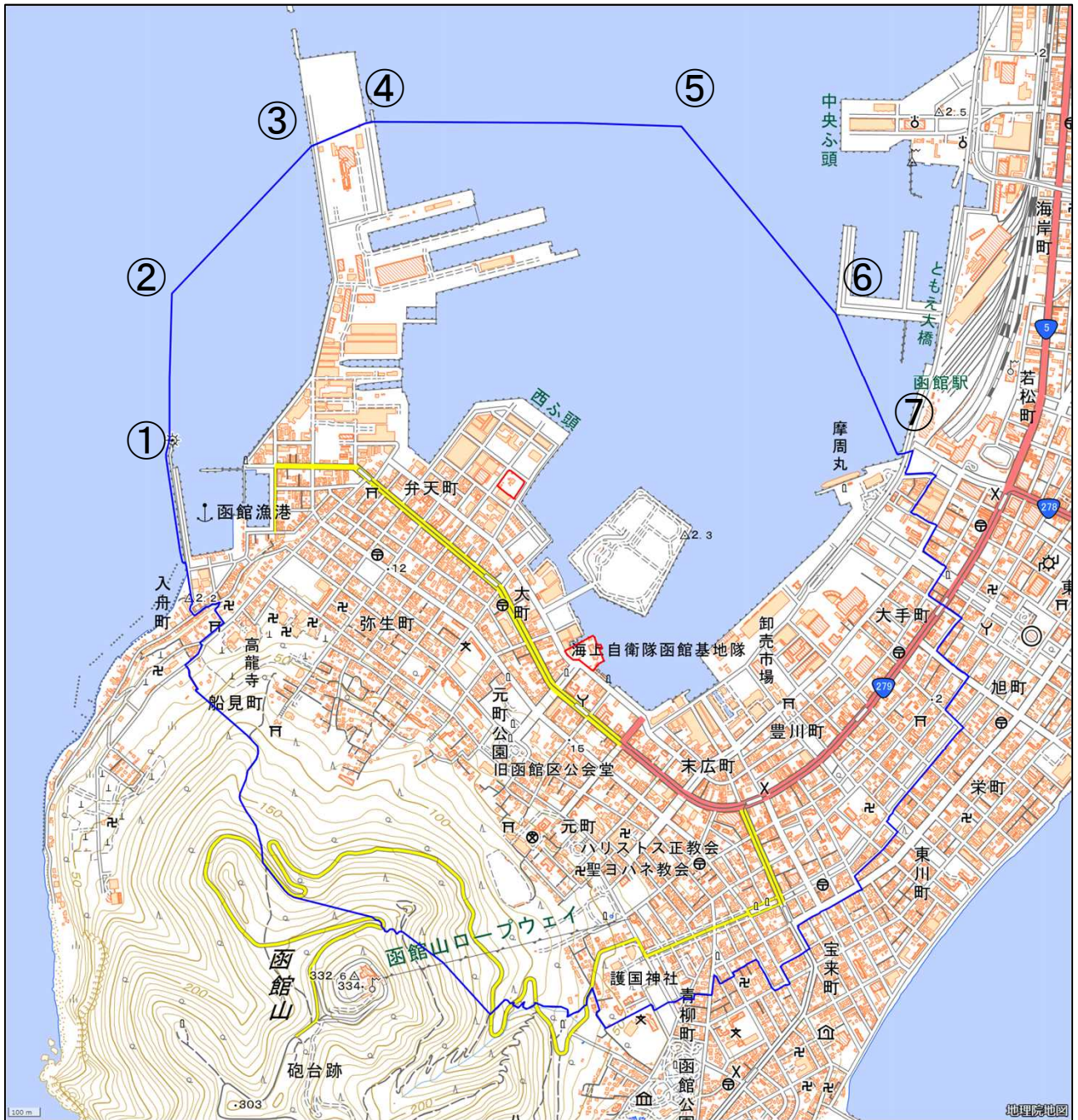
対象防衛関係施設 の所在地	北海道函館市	大町十番三号
対象防衛関係施設 の区域	北海道函館市	大町及び弁天町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道函館市	青柳町（次の図面に示す部分に限る。）、旭町（次の図面に示す部分に限る。）、入舟町（次の図面に示す部分に限る。）、大手町（次の図面に示す部分に限る。）、大町、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、末広町、豊川町、函館山（次の図面に示す部分に限る。）、東川町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、宝来町（次の図面に示す部分に限る。）、元町、弥生町及び若松町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯四十一度四十六分二十七秒、東経百四十度四十一分五十秒の点 二 北緯四十一度四十六分四十一秒、東経百四十度四十一分五十秒の点 三 北緯四十一度四十六分五十六秒、東経百四十度四十二分九秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	四 北緯四十一度四十六分五十八秒、東経百四十度四十二分十七秒の点 五 北緯四十一度四十六分五十八秒、東経百四十度四十二分五十八秒の点 六 北緯四十一度四十六分三十九秒、東経百四十度四十三分十八秒の点 七 北緯四十一度四十六分二十五秒、東経百四十度四十三分二十七秒の点
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区</p>		

域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

海上自衛隊函館基地隊本部周辺地域 (北海道函館市大町10番3号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

